

# ガット／WTOにおける発展途上国の位置の変化（二・完）

——農業分野を素材に——

ブーティホンミン

はじめに

第一章 ガットにおける途上国の位置づけ

第一節 伝統的・個別的特恵制度

第二節 ガットにおける先進国の保護政策

第二章 ガットにおける途上国の行動（一）

第一節 実行計画

第二節 UNCTAD―特恵制度への対応―

第三節 東京ラウンドと途上国

一 途上国の取扱

二 熱帯産品の交渉

三 農業交渉

第四節 東京ラウンド以降の実践

一 ロメ協定

二 アメリカのカリブ海域経済復興法

小括

第三章 ガットにおける途上国の行動(二) —紛争解決申立—

第一節 ウルグアイ事件

第二節 ブラジル対E E Cの砂糖補助金事件

第三節 チリのリンゴ輸入制限事件

第四節 バナナの輸入規制事件

小括(以上第一八五号)

第四章 WTOにおける途上国の分化

第一節 ウルグアイ・ラウンドの交渉

一 熱帯産品の交渉

二 農業交渉

第二節 農業協定の受益国と損害国

一 新ラウンドの準備作業

二 バナナ・第三事件

結論

## 第四章 WTOにおける途上国の分化

### 第一節 ウルグアイ・ラウンドの交渉

東京ラウンド終了後、世界経済の不況及び保護主義の増大を背景にして、先進国首脳会談が八一年にオタワで開かれた。会談の中でガットにおける多角的貿易交渉に向けた閣僚会議の開催が合意され、四年後の八六年プラ・デル・エステでの閣僚会議宣言によって、新しいラウンドの開催が正式に決定された。このラウンドは従来の物品貿易のみを取扱ってきたガットと異なり、サービス、投資及び知的所有権という新しい分野に取り組むものであり、世界最大の多角的貿易機関 (World Trade Organization, WTO) の設立を導いたのである。この場で、熱帯産品は交渉の優先的課題として取扱われ、農業貿易の交渉はラウンドの最大の課題となった。ここでは、まず熱帯産品の交渉を考察し、次に農業交渉を見てみよう。

#### 一 熱帯産品に関する交渉<sup>(1)</sup>

##### 東京ラウンド以降

前述<sup>(2)</sup>のように、熱帯産品に関する交渉は、東京ラウンドの優先的な交渉課題として七三年の閣僚会議宣言において設定された。しかしながら、この交渉は熱帯産品の貿易状況に顕著な自由化をもたらすことなく終了していた。

また、七五年にE E C及びA C P（E E Cの伝統的特恵を受けているアフリカ、カリブ、太平洋諸国<sup>(3)</sup>）との間で口メ協定が締結されたことは、注目すべきことである。

この協定に基づきA C Pの熱帯飲料（ココア、コーヒー等）、コットン、ココナツ、パーム、バナナ、及び砂糖等の主な熱帯産品は、E E C市場へアクセスされる際に関税及び関税割当を含む一方的な特恵待遇が与えられている。これに対して、E E Cが熱帯産品の輸出において競争力のある他の枠外途上国（上記の伝統的特恵を受益しない途上国、主にラテン・アメリカ諸国及び南アジア、A S E A N諸国<sup>(4)</sup>）に付与するG S Pは、対象国、適用産品、及び市場参入条件の各面において、はるかに限定されているものである。<sup>(5)</sup>

そこで、東京ラウンド交渉の結果の実施を監視することを目的とした特別プログラムが、七九年に締約国団によって設けられ、<sup>(6)</sup>これに基づき途上国の特別関心事項に関する議論が貿易開発委員会によって進められた。<sup>(7)</sup>この場で、熱帯産品を輸出する多くの途上国は、熱帯産品に関する貿易状況について不満を表し、その自由化を検討する特別グループの設置を求めた。先進国は検討に反対しないものの、積極的に交渉に入ることをしなかった。<sup>(8)</sup>

そこで、八一年に貿易開発委員会は、途上国の主な輸出産品である熱帯産品に対して、関税引下げ及び関税外措置撤廃のプログラムを進めた。<sup>(9)</sup>一方、途上国は、貿易開発委員会に対して次のようなことを求めた。<sup>(10)</sup>すなわち、途上国が直面している貿易問題を明らかにすること、貿易自由化への範囲及び行動を検討すること。その他、委員会のこうした作業を行う困難を考慮して、二国間交渉、その枠組みを提供する作業部会の設置という案も提出した。これに対して先進国は、二国間交渉を認めるものの、これを監視する作業部会は形式的なものであり、その効果も少ないという理由で、非公式ではあるが産品別の二国間交渉にだけ賛成した。<sup>(11)</sup>

これを受けて、熱帯産品に関する非公式的な交渉は、八二年、八三年及び八四年の三回にわたって行われた。<sup>(12)</sup>八

二年の交渉では、途上国は半製品、完成品を問わず全ての熱帯産品に対する関税の減少及び関税外措置の撤廃を求めたが、先進国は交渉対象が東京ラウンドの交渉で行われた熱帯産品の六カテゴリーに限定されるべきであると主張した。結局、交渉対象は六品目に限定されることになった。この場で途上国は、先進国が熱帯産品に適用する措置は、その経済発展を阻害するものであると訴え、東京ラウンドで既に検討課題であった、①関税及び関税エスカレーション②輸入制限③内国税④関税外措置という、熱帯産品に対する貿易問題を再び取上げて、その改善を求めた。<sup>04)</sup>

これに対して、先進国は熱帯産品貿易の自由化は各ラウンドの交渉、GSPベース及び特惠取極等によって既に実施されたと反論した。関税措置及び輸入制限についても、国内産品の保護、産業の安定化のために実施すべきものであると、保護貿易的な観点を明確に示した。また、注目すべきことは、熱帯産品の最大輸入地域であるEEC<sup>05)</sup>がACPとの伝統的特恵の立場から、この特惠を維持するには関税や輸入制限等の措置が必要であると強調したことにある。<sup>06)</sup>

このように、熱帯産品に関する自由化について、先進国と途上国いわば先進輸入主要国と途上輸出主要国との間に意見の対立があるため、八二年の非公式交渉は具体的な交渉に入ることができなかった。

この交渉の結果に満足できない途上国は、熱帯産品の貿易問題を八二年の閣僚会議の議題に取り入れようと強く求めた。<sup>07)</sup>この要求は、八二年の閣僚会議宣言の中に次のような形で反映された。すなわち、「締約国団は、貿易開発委員会によって続行される作業プログラムの下で、完成品及び半製品を含める熱帯産品の更なる (further) 自由化を目指す協議及び適当な (appropriate) 交渉を遂行し、かつ八四年のセクションにおける熱帯産品の貿易に対する既存の障害の削除又は引下げに関して達した進展を評価することを決定する」<sup>08)</sup>。

このように、ガットにおいては、熱帯産品の貿易問題が徹底的に検討されるべきものであると、この時期にすら認識されておらず、熱帯産品の自由化はあくまでも「更なる自由化」いわば可能な限りの程度にとどまるのである。また、いかなる交渉方式も明確に定められていなかった。その原因は、先進国の熱帯産品に対する保護政策である。先進国は自国の産業を保護する目的で、途上国から輸出される熱帯完成品又は半製品の競争力を低下させる効果のある関税エスカラーションを適用している。他方、E E C と A C P との伝統的特恵（ロメ協定）ブロックは、熱帯産品の貿易改善を妨げる一つの原因でもある。先進国のこうした態度は、八三年及び八四年の交渉結果にも反映された。すなわち、八四年の交渉段階において、途上国の四一二のリクエストの中で一四六件のみが先進国により応じられ、しかもこれらは主に薬味類及びナッツに関する関税譲許であり、熱帯産品の輸出拡大の妨げになった内国税、数量制限、関税エスカラーション及びその他の関税外措置は、未解決のままであった。<sup>(19)</sup>

熱帯産品の輸出に優れる途上国とりわけラテン・アメリカ諸国は、こうした状況に満足できず、この分野の自由化を求め続けた。<sup>(21)</sup>例えば、コロンビアはインド、パキスタン、スリランカ等の南アジア諸国に支持され、次のような案を提出した。すなわち、熱帯産品は途上国の重要分野であるので新ラウンド交渉の優先的な課題にすること、関税エスカラーション、内国税を含む関税外措置を検討課題として交渉の中に取り入れること。<sup>(22)</sup>この提案は、八六年の閣僚会議宣言において、受け入れられた。

この宣言は、熱帯産品に関する交渉の目的として二つあげている。<sup>(23)</sup>一つは、製品及び半製品を含め熱帯産品の貿易について最大限（*full extent*）の自由化を達成し、これらの産品の貿易に影響を及ぼす関税及び関税外措置の両面を検討するのである。他の一つは、交渉の時期及びその結果の実施に関する特別配慮の確保である。今度の宣言は八二年のそれと比べて、熱帯産品の貿易に対して「更なる自由化」（“*Tuler liberalization*”）ではなく、「最大限の自由

「fuller liberalization」を交渉の目的としていることが注目される。そして、関税及び関税外措置がその自由貿易の障壁であり、それを交渉の対象にすることに言及している。つまりこの宣言は、熱帯産品に関して自由貿易を強調している途上国、とりわけ熱帯産品の主な輸出国であるラテン・アメリカ諸国及びアジア諸国の考え方に立ったものだと言えるのである。

#### ウルグアイ・ラウンドの交渉

熱帯産品に関する交渉は八七年に開始され、従来のリクエスト／オファーの形及び多角的交渉方式によって行われた。交渉の初期において、途上国側からの提案は、主に輸出競争力のある途上国、とりわけラテン・アメリカ諸国及びアジア諸国に集中していた。まずは、ASEAN諸国による先進国の可能な関税引下げという提案であった。<sup>(24)</sup>次に、コロンビア、キューバ、ニカラグア、エジプト、ナイジェリア、スリランカ、パキスタン、インド、バングラデシュの九カ国は、共同提案を提出し、その中で、カット草花、ナッツ、薬味類、バナナ、ココナツ、及び天然ゴム等の七品目を交渉対象として取上げ、EC、アメリカ及び日本等の主な輸入先進国を相手に関税及び関税外措置の両面において、半製品及び完成品を含めて熱帯産品貿易の最大限の自由化を求めた。<sup>(25)</sup>この案は、交渉方針として交渉グループに受け入れられた。

これに対して、先進国側からはEC、日本及びアメリカの提案が出された。ECは熱帯産品を工業品及び農業品の二つのグループに分けて、次のようなオファーを提案した。<sup>(26)</sup>すなわち、①熱帯飲料、タバコ等の工業品については、未加工製品に対しては輸入関税の除去、半製品には広範な関税引下げ、完成品には五〇%までの関税引下げを

行う。②薬味類、オイル、植物、野菜及び熱帯果実等の農産品については、新鮮産品及び半製品に対して広範な関税引下げ・除去、完成品に対して広範な関税引下げを実施する。また、関税外措置については、既存の数量制限を除去し、内国税を引下げ又は削減するのである。これに加えて、提案は次のような条件を付けている。すなわち、①先進国及び発展レベルの高い途上国は、多角的負担を分かち合う (multilateral burden-sharing) ように、譲許を提供すべきであること、②ECのオファーを受益する途上国は、相互的にガットの権利義務を実施すること、③熱帯産品輸出諸国は、熱帯産品の輸出を制限する措置 (関税、関税外措置) を削減すべきであること、④熱帯産品の交渉は、ACP等の後発途上国を考慮に入れること。

この案で注目されるのは、九カ国の共同提案に取上げられたカット草花及びバナナが、関税及び関税外措置の両面において適用対象外にされたということである。その背後には、カット草花についてはコロンビア等との輸出競争におけるオランダの花産業保護、バナナについては、ロメ協定によるACPのバナナ特惠の維持という政策がある。<sup>27)</sup> また、半製品及び完成品の輸出を促進する目的で、原材料の形式での熱帯産品の輸出を制限する途上諸国の政策を打ち破ろうとしていることは、この案の第三番の条件に見られる。<sup>28)</sup>

途上国は、こうした適用対象外の産品こそ途上国の重要な輸出産品であるから、七つの交渉品目を提案に入れるべきであると強調した。また、熱帯産品を工業品及び農産品に区分すること、関税エスカレーションの問題がまだ存在していること等は、「最大限の自由化」という目的に合致していないと、交渉グループに指摘された。<sup>29)</sup>

大量の熱帯産品を輸入している日本も少数の産品に対する関税引下げ・削減及び数量制限の撤廃等のオファーを提出したが、その案にも、米やバナナ等の重要な産品が含まれていなかった。<sup>30)</sup> また、アメリカは、熱帯産品に関する一方的な譲許を提供するつもりはなく、関税削減の受益国が農業等他の分野において、相互的な譲許を提供すべ



きであるという立場をとっている。<sup>83)</sup>

これに対して、台湾及びメキシコは、先進国は途上国の主要な輸出産品に対して関税及び関税外措置を削減しなければならず、その見返りとして途上国による農業等其他の分野における相互的譲許提供の条件を付けてはならないとした。<sup>82)</sup> 他方、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、及びホンジュラスの中央アメリカ諸国は、先進国に対する共同提案を提出した。この提案は、対象産品の範囲の拡大(未加工品のみならず、半製品及び完成品も含む)、未加工品に対する免税、半製品及び完成品に対する関税引下げ、内国税、可変課徴金、数量制限など関税外措置の除去という要求にとどまらず、特別かつ異なる待遇(Special and Differential Treatment、以下S&Dと略す)の原則に基づき、ウルグアイ・ラウンドに積極的に貢献しようとする立場を示している。<sup>83)</sup>

このように、先進国による自由化を主張している途上国は、交渉の初期において、S&Dの観点から、先進国に対する一方的な譲許の提供を求める立場に立っていた。これに対して、EC、日本及びアメリカ等の先進国は、途上国も相互的な譲許を提供すべきであると強調し、形式的な譲許を提出することにとどめた。<sup>84)</sup>

八八年の中間検討会合(Mid-Term Review)は、行った対立の中で行われたため、熱帯産品の貿易全体に関する取極は得られなかった。ただし、この段階において七品目産品の関税引下の交渉については、先進国と途上国との間に妥協が見られた。その結果、途上国側からは、ブラジル、コロンビア、中央アメリカ諸国、メキシコ、フィリピン及びタイが最恵国のベースで関税引下げの約束を行った。<sup>85)</sup> これに対して、主要な輸入国であるECアメリカ及び日本は、それぞれ一五〇産品、五〇産品、一七〇産品への関税引下げを行った。<sup>86)</sup>

その後、九〇年の最終行動提案(Draft Final Act)が閣僚会議に提出されるまで、ラテン・アメリカ諸国、AS EAN諸国、南アジア諸国等、熱帯産品を主に輸出する途上国が先進国に対して、関税削減・撤廃の適用対象の拡

大、半製品及び完成品に対する関税エスカレーションの削減、関税外措置の排除などの提案を相次いで提出している<sup>(37)</sup>。しかしながら、先進国は互恵的譲許を要求し続け、さらに関税外措置が農業交渉の中で交渉されるべきであることまで主張した<sup>(38)</sup>。その結果、先進国の譲許提案は特定の熱帯産品に対する関税譲許のみに限定され、関税エスカレーション及び関税外措置の撤廃まで及ばなかった<sup>(39)</sup>。ここで注目されるのは、ECが生鮮産品に対する関税を免除し、半製品及び完成品にそれぞれ三五%、五五%の関税引下げを行ったのみで、とりわけラテン・アメリカ諸国が主に輸出しているバナナは、ECの譲許約束の中に含まれなかったことにある。というのは、ECは八九年にロメIV<sup>(40)</sup>をACPと締結しており、その第五議定書の下で、ECはACPのバナナ輸出に対して市場アクセスの確保のみならず、その生産、輸出条件の改善に関する有利な待遇を付与し、その実施に向けた適切な措置の提供を約束したからである。

また、この伝統的関税特惠を受けているACPは、ECの関税引下げによって特惠マージンが縮小されるため、後発途上国を代表とする共同提案の中で消極的な態度を示していた<sup>(41)</sup>。

このように、熱帯産品の交渉では、関税引下げについて限定的な結果が得られるものの、関税エスカレーション及び関税外措置に関しては、いかなる取極にも至らなかった<sup>(42)</sup>。そこで、ウルグアイ・ラウンドの交渉が再開される九一年に、熱帯産品の交渉は、市場アクセス交渉グループの中で取扱われることになった。しかしながら、この場でも全く進展は見られなかった。結局、熱帯産品の貿易問題に関する交渉は、農業交渉の結果を待つこととなった。そして、一九九五年にWTOの対象協定として発効した農業協定の下では、熱帯産品が途上国の特別関心を有するものとして、中間検討会において合意されたその貿易における最大限の自由化のための市場アクセスの機会及び条件の一層の改善を行うことにとどめた。

以上見てきたように、熱帯産品の貿易は、先進国の高い関税と関税エスカラーションの関税措置及び数量制限等の関税外措置によって妨げられている。しかしながら、先進国による提供は主にGSP又は最恵国ベースの関税引下げに止まり、しかも少数の品目に限定されている。したがって、熱帯産品に関する貿易問題が根本的に解決され、「最大限の自由化」という目標も達成されたとは言えないであろう。その主要な原因は、先進国の保護主義にある。この観点から見れば、熱帯産品の貿易問題はまさに「先進国グループ」と「途上国グループ」との利害対立であるようにみえる。ただし、無視できないのは、交渉を積極的に進めるのが、輸出競争力に優れるが伝統的特恵を受けないラテン・アメリカ諸国及びアジア諸国、いわゆる枠外途上国のみということだ<sup>443</sup>。これに対して、競争力が劣りECの伝統的特恵に頼っているACPは、自由貿易の拡大に反対する立場をとっている。この途上国間の矛盾は、熱帯産品、とりわけロメ協定の対象産品であるバナナ等の自由貿易拡大を妨げる一因でもある。そして、自由貿易を主張する途上国は以前より積極的な相互的譲許を提出しているものの、ガットの下で獲得していたS&Dを求め続けている傾向が見られる<sup>444</sup>。このように、「途上国グループ」の中で、輸出主要国とそうでない途上国の分裂が顕著に表面化してきたと言えよう。

## 二 農業交渉

### 交渉経緯

前述<sup>445</sup>のように、東京ラウンドにおいてアメリカは、ECのCAPとりわけ農産品に対する補助金政策に挑戦し、

農業を工業分野と同様の取扱いにすべきであると主張していた。しかしながら、ラウンドの結果に反映されたように、農業は工業のような自由貿易の傾向に進まなかった。その代わりに、一次産品の価格安定化というE Cの主張を具現している、国際酪農品取極及び牛肉取極が締結されることになった。東京ラウンドが終了した後の八〇年代において、E C及びアメリカは自国の農業保護政策を一層強化し、その一つの手段である補助金措置が、農産品の過剰生産を作り出した。<sup>(46)</sup> こうした過剰の在庫を処理するために、E C及びアメリカは、輸出補助金を付与した安値で、それを世界市場に出した。E Cはその発足当初に世界最大の農産品輸入地域だったが、八〇年代に入りアメリカを追い越し世界最大の輸出地域になった。<sup>(47)</sup> この時期において、農産品を巡る幾つかの紛争も起り、アメリカとE Cとの間の農業の貿易摩擦は増加の傾向にあった。

アメリカは、E Cとの補助金政策にまつわる争いの中で、農産品の輸出減少による国内の批判及び、農業に対する多大な財政負担を受けていたのである。<sup>(48)</sup> こうした中で、八一年に新政府が登場し、そこで、E Cの農業政策を打ち破り世界の農業貿易を自由化路線に戻すことにより、自国の農業輸出を促進することを貿易政策の一つの目標とした。<sup>(50)</sup>

他方、E C及びアメリカが固執する農業保護政策は、農業輸出国とりわけ途上輸出国であるラテン・アメリカ諸国に重大な損害を与え、それらの国の経済発展まで脅かすものとなっている。<sup>(51)</sup> 例えば、ウルグアイは牛肉輸出国であるが、輸出補助金を受けたE Cの過剰牛肉によりウルグアイの牛肉が国際市場から排除されるまでになっていた。<sup>(52)</sup> そして、フランスの補助金付きの小麦は歪曲価格で、イラン市場に向けるアルゼンチンの輸出を減少させていた。<sup>(53)</sup> こうした輸出補助金問題は、先進国と途上国との間の紛争となり表面化していった。<sup>(54)</sup> さらにこうした安値の農産品が途上国に輸入されれば、その国内生産を破綻させ、食糧品の輸入に依存する、いわゆる食糧純輸入の途上国

(net food-importing countries) を生み出すことも指摘された。<sup>65)</sup> こうした農業保護政策に歯止めをかけることが東京ラウンド以降における農業輸出国の最大の関心課題である。<sup>66)</sup>

これを背景に、新ラウンドの開催を目指す閣僚会議が八二年に開催された。この会議では、農業分野におけるE Cとアメリカ及び農業輸出国との間の対立が顕著であった。<sup>67)</sup> さらに、資本移動の自由化及び知的財産権の保護を求めるアメリカは先進国の支持を受け、サービス、投資及び知的財産権 (new issues、以下新分野と呼ぶ) を新しいラウンドの検討課題にしようとしたが、インド及びブラジルを代表とする途上国から強い反対を受けた。<sup>68)</sup> 結局、この場で新ラウンドの開催に導くことはできなかった。

この閣僚会議宣言<sup>69)</sup>においては、ガットにおける権利及び義務のバランスの必要性及び途上国の特別のニーズについて十分考慮すべきであることを示しながら、農業については次のような作業計画の設定にとどめた。すなわち、ガットの規則、規定及び規律の有効性の改善とその共通の解釈を通じて、農業を多角的貿易体制に一層組み入れること、市場アクセスの条件の改善を求め、輸出競争を一層強い規律の下におくことである。この作業を実施するために設置された農業貿易委員会 (Committee on Trade in Agriculture) は、ガットの規定に適合していない補助金、可変課徴金等の措置を取上げて、農業に影響を与える全ての措置が、一層効果的なガットの規定及び規律の下におかれるような条件を設けるべきであると指摘した。<sup>69)</sup>

また、八五年一一月に新ラウンドの準備委員会の設置が締約国団によって決定された。<sup>61)</sup> 翌年の七月の会合において、農業の特殊性を主張するE Cと農業を完全自由化するべきであるという輸出国双方の立場を考慮した中間的共同提案が、スイス及びコロンビアによって提出された。<sup>62)</sup> これは多くの加盟国に支持された。

さらに、同年八月に、農業貿易の自由化を強調する農産品輸出の主要国はケアンズで会合を行い、自らの主張を

新しいラウンドの農業交渉に反映させる目的でケアンズ・グループの結成に至った。<sup>63</sup>この中で、途上国はラテン・アメリカ諸国（アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、ウルグアイ）及びASEAN諸国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）であり、先進国は、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びハンガリーである。<sup>64</sup>

アメリカの農業貿易に対する自由化政策が農業輸出の主要国に受け入れられて、こうしたケアンズ・グループの結成により、農業の自由貿易を支持する加盟国は多数派となった。他方、インド・ブラジルとアメリカ・ECとの間には、新分野の交渉が伝統的物産交渉を別個・平行の形式で行うという妥協案もみられた。<sup>65</sup>

これを受け、八六年にプルタ・デル・エステで開かれた閣僚会議においてはウルグアイ・ラウンドの開催が決定された。この宣言は、農業について次のように定めている。すなわち、「締約国団は、世界の農業市場における不確実、不均衡及び不安定を減少させるように、構造的な過剰の農産品に関連するものを含め数量制限及び歪曲を是正、防止することによって世界の農業貿易に一層の規律及び規則を与える必要性を認める。交渉は、農業貿易における更なる自由化を達成し、…輸入アクセス及び輸出競争に影響を与える全ての措置を、強化されかつ一層有効的に運用されるガットの規則及び規律の下に置くことである」。交渉課題は主に、輸出補助金、市場アクセスに関する貿易障壁、国内補助措置、緊急輸入措置（セーフガード）等、農産貿易を歪曲する措置に関する事柄である。<sup>66</sup>このラウンドの農業交渉には、先進国間、とりわけアメリカとECとの対立が表れる一方で、途上国間の矛盾が目立つようになった。

まずは、グループ結成である。途上国の中では、輸出主要国がケアンズ・グループに参加しているのに対して、インド、ジャマイカ、エジプト、モロッコ、ナイジェリア、メキシコ及びペルー等いわゆる純輸入国を中心とする

国が、途上国の代表として集結している<sup>68)</sup>。次は、農業貿易に関する主張、提案である。ここで各国、グループの交渉の観点を考察してみよう<sup>69)</sup>。

交渉当初、アメリカが主導権をとり、農業補助金の完全廃止及び貿易障壁の廃止を提案した。ケアンズ・グループは、農産品の貿易を阻害する全ての措置は撤回されるべきというアメリカに類似する立場を取った。

これに対して、EC、特にフランスは、農業問題の扱いを二段階に分けることを提案した。第一段階では、農産品の価格安定を中心とし、輸出補助金についてはこれ以上増加させないことを交渉の課題とし、第二段階では、輸出補助金並びに国内(域内)保護政策の引き下げに取り組むという提案であった<sup>70)</sup>。また、日本や韓国は、輸出補助金に反対しないものの、食糧安全の確保という観点から国内の食糧自給政策を強調した<sup>71)</sup>。

一方、純輸入国を中心とする途上国は、S&Dの立場から次のようなことを主張した<sup>72)</sup>。市場アクセスについては、①GSPの対象産品の増加、適用期間の固定、②途上国の輸出を阻害する関税及び関税外措置の撤廃、③農業貿易の自由化により世界の食糧品価格が上昇することから影響を受ける食糧純輸入途上国、とりわけアフリカ諸国に対して、食糧援助等を含む代償が与えられるべきこと<sup>73)</sup>。補助金については、①先進国による貿易歪曲の輸出補助金の撤廃、他方貿易を歪めず、かつ途上国の経済発展及び国民の生活に欠かせない農業への補助措置が認められること。②途上国の輸出品に対する先進国のアンチダンピング、相殺関税措置の乱用防止へのガット規律の強化、である。ケアンズ・グループは、保護措置の撤廃への猶予期間の付与、輸出促進に関連しない開発計画(補助金を含む)の維持等のS&Dを認めるが<sup>74)</sup>、食糧安全の主張については強く反対した。食糧の自給政策は、食糧安全の目的を達成するのに不適切かつ高価な手段で、加盟国の利益を直接阻害するものであり、安定した食糧の供給は、食糧の妥当な貯蓄及び供給源の多様化等の手段によってのみ達成できるとした<sup>75)</sup>。また、注目すべきことに、ASEAN諸国

及びラテン・アメリカ諸国（ブラジル、コロンビア）がケアンズ・グループに参加しながら、先進国と途上国との経済発展の格差が存在し、農業が先進国と途上国、それぞれの経済発展に対する役割が異なるという観点から、S & Dに関する個別提案を提出している。<sup>76)</sup> すなわち、農業が途上国の農村開発、経済発展に重要な役割を果たすため、途上国は、市場アクセスの実施への猶予期間の付与、自由化すべき製品の柔軟な選択、農家に対する収入補助を含める基本食料品の生産への補助金の付与、などの有利な条件を与えるべきというのである。

以上のように、各国の間やグループ間、特にアメリカとECとの利益の対立が顕著であったため、農業交渉は当初から難航した。八八年四月の中間検討会合で、アメリカとECに妥協が見られ、ようやく農業貿易に関する中間的合意に達した。ここでは、ECの主張を反映する形で、農業貿易を長期的問題と短期的問題とに分け、長期的には農業保護政策を引き下げ、輸入アクセスの改善、輸出補助金、輸出禁止をめぐる問題に対応することとした。当面の短期的問題としては、輸出補助、国内補助を引き上げないことなどである。また、九〇年七月に各国は、国内助成手段を助成合計総量（AMS-Aggregate Measurement of Support）の計算方法で统一的に計量化すること、関税相当量という計算方法で関税外措置を関税化すること等についてアメリカEC間の合意が得られたが、補助金の削減については交渉が難航した。

このような状況のもと、翌年二月にECは、農業政策改革案（マクシャリー案）を提出した。<sup>77)</sup> その主な内容は、農産品価格の大幅引き下げ、価格保証から所得保障への切り替え等であった。価格の引き下げは輸出補助金の引き下げをもたらすので、アメリカの主張に応じられる。にもかかわらず、補助金の全面削除について意見が一致しなかったため、同年一二月にガットの事務局長ドンケル氏は最終合意案を提出した。<sup>78)</sup> その要点は主に次のようなものである。①輸出補助金は、九三〜九九年の七年間にわたる財政支出の三六%及び補助金による輸出数量の二四%の



両面からの削減を図る。②国内助成は、個別品目毎に、また助成措置毎に助成合計総量を二〇%削減する。③市場アクセスの拡大については、輸入数量制限、輸入可変課徴金、最低輸入価格、非自動的輸入許可制、国家貿易による非関税措置、輸出自主規制のほか、ガット一般協定で認められた国別の特別措置を含むすべての関税外措置において例外のない関税化を図る。そして関税化した後は、関税引き下げを行う。輸入のないものについては、初年度のミニマム・アクセスを三%とし、七年間に五%まで拡大するというのである。

これに対して、EC等は例外なき関税化に対して不満を示した。そこで、九二年に、ECとアメリカはドンケル案への修正案及びECの農業政策改革案に若干の修正を加え、翌年の九三年にプレアハウス合意に達した。これを受けて、農業協定は他の協定と共に一括して受託され、WTOの対象協定の一つになった。

#### 農業協定

農業協定の下では、自由競争を歪めるような輸出補助金を削減し(九条)、国内助成を最大限に減少させ(六条)、農産品の輸入に際してとられる通常の関税外措置を、原則としてすべて通常の関税に転換し(いわゆる関税化)、すべての関税を譲許し引き下げるという約束を、各国が交わした(四条)。その他、農業協定の改善過程において、同協定の目的を達成するための交渉に関する約束が設けられている(二〇条)。

また、同協定の下では、途上国に対するS&Dが交渉の不可分の一部であることを承認し、後発途上国から区別される次のような特別待遇を規定している。<sup>80)</sup>すなわち、①その経済成長を支える国内補助金が、削減の対象外となった(六条二項)、②市場アクセスについては、先進国(最大限の三六%、最低限の一五%)より低い関税率の削減

を与えられる（最大限の二四％、最小限の一〇％）。③削減に関する約束は、それを農業協定に適合させるために一〇年の期間を与えられる（先進国には六年の期限である）（二五條二項）。そして、途上国の輸出を制限する輸出自主規制はセーフガード協定によって排除された。加盟国による輸出自主規制の要請、実施、維持は禁止された。これに対して、後発途上国は、削減に関する約束、（二五條二項）、輸出禁止、制限に関する義務（一二條）を要求されない。また先進国は、「改革計画が後発途上国及び食糧純輸入途上国に及ぼし得るような悪影響に係る措置に関する決定」の枠組みの中で定められるような措置をとる義務を課される。

このように、WTOの枠組みの下で、農産品の輸出を阻害する輸入数量制限、輸出自主規制、関税外措置などをめぐる問題はこの協定の規定によって解決されたかのように見える。しかしながら、次のような農業交渉問題が指摘された。<sup>82)</sup>

第一は、輸出補助金である。農業協定では、輸出補助金を全面的に削減するのではなく、今後六年間にわたって、金額では三六％、数量では二一％削減するとしている。また、次のことを考慮した場合、この農業協定の下での措置の不十分性は明白であるとの指摘もされた。<sup>83)</sup> 第一点は、輸出補助の削減幅は九一年一二月のドンケル案の金額三六％、数量二四％から、九二年一月のアメリカとECとのプレアハウス合意の金額三六％、数量二一％へと次第に値切られていったという点である。第二点は、基準時点を変更することによって、実質削減率を大幅に圧縮したことである。すなわち、関税外措置及び国内助成ではいづれも八六〇八年が基準とされているのに対して、輸出補助金については、交渉の最終段階で八六〇九年に変更された。変更されたこの時期は、輸出補助金が急増した年であり、この両年を基準に加えることで、実質的に削減幅が小さくなるような配慮がなされたのである。<sup>84)</sup>

第二は、関税化の問題である。加盟国はすべての関税外措置を原則的に関税化し、その関税を譲許し引き下げる

約束を行ったとされる。しかしながら、これについては、様々な例外が用意されていたのである。ここで、関税化に関する約束とその例外を考察してみよう。

① 関税外措置の関税化…八六〇八八年の平均値を基準にし、農産品ごとに内外価格差を算出し、これを関税相当量として関税率の形態に転換することをいう。このように、農業協定では、この関税相当量という概念を導入することによって、高い内外価格差保護を認めているのである。

② 関税率引き下げ…関税相当量を含めて、すべての関税率を二〇〇〇年までの六年間にわたって、算術平均で最大三六%、最低一五%削減することである。

③ 市場アクセスの設定…ある程度の輸入量のあるものについては、現行アクセス機会を維持(カレント・アクセス)し、また輸入がほとんどないものについては初年度の国内消費の三%、最終年度五%のアクセス機会の維持を図る(ミニマム・アクセス)。通常、関税外措置が撤回されたならば、産品が輸入される際に、関税のみによって制限され、市場アクセス、いわゆる輸入数量枠の設定は不必要となるはずであった。にもかかわらず、こうした規定を導入せざるをえなかったのは、前述した関税相当量の設定に由来すると指摘される。すなわち、内外価格差を関税相当量の形で関税化する際に、農産品の輸入が減少し、あるいはなくなるほどの高い税率とすることが予想される。そこで、農業協定では、カレント・アクセス及びミニマム・アクセスを設定することで現状の農産品の輸入の維持を図ろうとした。これでは、事実上、輸入関税割当制度と同じである。

このように、農業協定の下での関税化規制は、工業品に対する関税規制と外面的に同一に見えても内面では全く異なるものである。ここで言う関税化とは、あくまでも関税外措置から関税に変更しようとしている過渡規制であり、農産品に対する輸入制限そのものが撤回されたわけではない。また、この規制に基づいて、農産品に対する自

由貿易がいかなる進展をみせるかは今後のラウンドの交渉実績に左右されるものとなる。

④特別セーフガード・新たに関税化された品目について、一定以上の輸入数量の増加、或いは、輸入価格の低落が生じた場合には、特別セーフガード措置として代償なしで追加的関税を課することができる。この特別セーフガード措置は、ガット一九条の一般セーフガードと異なり、国内産業の重大な損害についての立証を要しないこと、相手国の対抗措置が認められないこと等によって、その発動を一段と容易にしているのである。

⑤特例としての輸入数量制限措置・関税化原則の例外として、次の三条件を満たしている品目については輸入数量制限が認められる。(a) 八六〇八八年の輸入量が国内消費量の三%未満であること、(b) 輸出補助が出されていないこと、(c) 効果的な生産制限措置がとられていること、である。以上の三条件を満たして輸入数量制限を続ける場合には、ミニマム・アクセスを初年度四%、最終年度八%にまで増大することが義務づけられる。(日本は、米に対する特例の輸入数量制限を適用している)。

第三は、国内助成である。前述したように、先進国、特にEC及びアメリカは、長期にわたって国内農業保護政策を実施し、農業輸出の途上国から批判を受けていた。ウルグアイ・ラウンドの農業交渉では、国内農業保護の削減を交渉課題の一つとして掲げ、次のような合意を得ていた。国内農業政策を、「削減対象外の政策」「暫定的削減対象外の政策」「削減対象の政策」の三つに分ける。この中で「削減対象の政策」は助成合計総量により対象を決定し、八六〇八八年の平均値をとり、その二〇%を六年間にわたって削減する。ここで助成合計総量とは、内外価格差相当額と農業財政支出のうちの農業直接支払相当額の合計である。助成合計総量に算入されない「削減対象外政策」、及び「暫定的削減対象外の政策」は、「貿易を歪めるような影響又は生産に対する影響が全くないか又はあるとしても最小限であるという根本条件を満たすものでなければならぬ」(附属書二第一項)というものである。

「削減対象外の国内助成政策」としては、具体的に、研究・有害動植物の防除・普及・検査などの政府による役務の提供、公的備蓄、国内食糧援助、生産に関連しない収入支持、所得減少への補償、災害補償、構造調整援助、環境対策、地域対策等が列挙されている。また、「暫定的削減対象外の政策」は、生産制限計画に基づく直接支払というものである。これらは農業協定で認められている政策である(六条五項)。

このように、農業協定の下では、生産・価格に影響する国内農業政策が基本的に削減・抑制されることになる。それを実施するためには、「助成合計総量」の計算方法及び「生産に関係しない収入支持」いわゆるデカップリング(価格と所得補償を切り離すこと)の手段が用いられている。デカップリングは次のような条件を満たす必要がある(附属書二第六項)。すなわち、①対象の明確性・収入・生産水準・土地所有など明確な基準によって適格者が決められていること、②支払額の生産からの切り離し・支払額はその後の生産の形態・量に関係しないこと。③支払額の価格からの切り離し・支払額はその後の市場価格に関係しないこと。④生産要素との切り離し・支払額はその後の生産要素に関係しないこと。⑤支払と生産との切り離し・支払を受けるために、いかなる生産を行うことも要求されてはならないこと。

しかしながら、このように保護措置の抑制・削減を目指すかのようにみえる農業協定には、次のような抜け穴が見られる。まず、助成合計総量の二〇%削減の規定は、協定の発効以前、既にEC及びアメリカ等によって行われているので、実質的な効果がない<sup>86)</sup>。次に、「暫定的削減対象外の政策」である。すなわち、農業協定六条五項は、「生産制限計画による直接支払であつて次のいずれかに該当するものは、国内助成を削減する約束の対象にはならない」として、(i)一定の面積及び生産に基づいて行われる支払、(ii)基準となる生産水準の八五%以下の生産について行われる支払、(iii)一定の頭数について行われる家畜に係る支払を列挙している。これによって生産要素・

価格と支払との完全切断というデカップリング原則は崩れ、EUの直接所得補償及びアメリカの不足払い制度は、削減の対象外となったのである。<sup>87)</sup>

## 注

- (1) ガットからウルグアイ・ラウンドにおける中間検討会合までの熱帯産品に関する交渉経緯及び各国の立場については、Murray A.Cobban, "Tropical Products in the Uruguay Round Negotiations", *11 The World Economy*, 1988を参照。
- (2) 本稿の「熱帯産品の交渉」部分(第二章第三節)及び「ロメ協定」の部分(第二章第四節)、「本誌」一八五号を参照。
- (3) 同上、「ロメ協定」部分(第二章第四節)を参照。
- (4) Proportion of Total Value of Commodity Exports, 1986 Selected Developing Countries, United Nations, *UNCTAD Commodity Year Book 1990 (hereinafter UNCTAD Commodity Year Book 1990)*.
- (5) Steve Peers, "Reform of the European Community's Generalized System of Preferences A Missed Opportunity", 29J.W.76, 1995, Tamotsu Takase, "Differential Tariff Treatments and the Uruguay Round", *11 The World Economy*, 1988.
- (6) *GATT Work Programme, Proposal by the Director-General*, Adopted on 29 November 1979, *BISD*, 26S., p.219.
- (7) *Report of Committee on Trade and Development*, Adopted on 26 November 1980, *BISD*, 27S., p.48.
- (8) *Ibid.*, p.56.
- (9) *Report of Committee on Trade and Development*, Adopted on 24 November 1981, *BISD*, 28S., p.53.
- (10) *Ibid.*, p.62.
- (11) *Ibid.*, p.63.
- (12) *Tropical Products, Note by the Secretariat*, GATT Doc.No.COM.TD/W/379 (February. 16, 1983), *Programme of consultation on Trade*

- Liberalization, general Stocktaking, Information Note on Tropical Products, Prepared by Secretariat, GATT Doc.No.COM.TD/W/363 (April 1, 1982), Consultations and Appropriate Negotiation on Tropical Products, Report and Summing -Up by the Chairman, GATT Doc. No.COM.TD/116 (Nov. 21, 1983.), Consultations and Appropriate Negotiation on Tropical Products, Note by Secretariat, GATT Doc.No.COM.TD/W/405 (May 22, 1984).*
- (13) 交渉対象の六品目とは、①熱帯飲料（コーヒー、ココア、茶）、②葉味類、カット花、植物、③特定脂肪種子、野菜油、④タバコ及びタバコ製品、米、タビオカ、熱帯根菜類、⑤熱帯果実（バナナ、パイナップル、マンゴ…）及びナッツ、⑥熱帯木材及び木材製品（バルプ及び製紙を除く）天然ゴム及びゴム製品（タイヤ及びゴム履き物を除く）である。
- (14) GATT Do.No.COM.TD/W/363, pp.3-4.
- (15) 1986 Imports of Tropical Products from the World, Developing Countries and Industrialized Countries Covered in Uruguay Round Offers, UNCTAD/MTN/INT/CB.20.
- (16) GATT Do.No.COM.TD/W/363.
- (17) BISD, 29S., pp.66, 73.
- (18) Ministerial Declaration, BISD, 29S., p.9.
- (19) *Tropical Product, Note by the Secretariat, GATT Doc. No. COM.TD/W/424 (March 15, 1985).*
- (20) ブラジル、コロンビア、コスタリカ、グアテマラは、コーヒーの輸出主要国である。また、コスタリカ、エクアドル、グアテマラは、バナナの輸出主要国である。そして、ブラジル、エクアドル、コロンビア、グアテマラ、ニカラグア、コスタリカは、熱帯飲料の輸出主要国でもある。その他、ブラジルはタバコの輸出主要国の一つである。UNCTAD Commodity Year Book 1990.
- (21) *Proposal submitted by Brazil on behalf of ten developing countries, GATT Doc. No. PREP.COM (86) W/41/Rev.1 (July 16, 1986), p.14, Latin America Consultation Meeting on Multilateral Trade Negotiations, GATT Do.No.PREP.COM (86) W/44/Add.1 (July 22, 1986), p.22.*

- (29) *Preparatory Committee, Record of Discussions*, GATT Do. No. PREP.COM (86) SR/2 (March 18, 1986), pp.24-28, *Preparatory Committee, Record of Discussions*, GATT Do. No. PREP.COM (86) SR/9 (July 16, 1986), p.9.
- (30) *Ministerial Declaration on the Uruguay Round*, GATT Doc. No. MIN. DEC. (September 20, 1986), pp.5-8.
- (31) *Negotiating Group on Tropical Products, Meeting of 26 February 1987, Note by Secretariat*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG/6/1 (March 10, 1987).
- (32) *Tropical Products Submission by Sri Lanka, Bangladesh, Colombia, Cuba, Egypt, India, Nigeria, Pakistan*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG 6/W/8 (July 3, 1987), *Communication from Nicaragua*, GATT Doc. No. MTN. GNG/NG 6/W/8/Add.1 (November 27, 1987).
- (33) *Proposal by EC, GATT Do. No. MTN.GNG/NG 6/W/13* (October 26, 1987).
- (34) *Ad Koekkoek, "Tropical Products, Developing Countries and the Uruguay Round"*, 23JW76, p.132.
- (35) *Chakravarthi Raghavan, Recolonization GATT, the Uruguay Round & the Third World*, Zed Books and Third World Network, 1990, p.187. 著者は、途上国が原材料の輸出制限措置を削減するよう日本政府の要求は、国際法におおむね確立された「天然資源に対する永久的主権」という原則に反するものであると批判している。E.E.C.の要求の裏には、E.E.C.の企業に対する第三世界から提供される原材料を確保する目的が内在しているという指摘している。
- (36) *Negotiation Group on Tropical Products, Meeting of October 1987*, GATT Doc. No. MTN.GNG/NG 6/4, p.3.
- (37) *Initial offer of Japan*, GATT Do. No. MTN.GNG/NG 6/LT/33 (September. 20, 1988), p.1.
- (38) *Negotiation Group on Tropical Products, Meeting of November 1987*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG 6/5, p.4.
- (39) *Communication from the People's Republic of China*, GATT Do. No. MTN.GNG/NG 6/W/22 (Jan. 28, 1988), *Meeting of 16 November 1988, Note by Secretariat*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG 6/14 (November 25, 1988), p.2.
- (40) *Proposal by Costa Rica, El Salvador, Guatemala, Honduras and Nicaragua*, GATT Do. No. MTN. GNG/NG 6/LT/46 (November 14,



- 1988).
- (34) *Uruguay Round Groups Remain Deadlocked as GATT Midterm Review Nears*, 5 Int'l Trade Rep. No.44, p.1468 (November 9, 1988).
- (35) *Specific Negotiating Results for the Uruguay Round Midterm Review Submitted by Australia, Austria, Brazil, Canada, Central America Countries, Columbia, European Communities, Finland, Japan, Malaysia, Mexico, New Zealand, Norway, Philippines, Sweden, Switzerland, Thailand, United States*, GATT Do. No. MTN.GNG/17.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Submission of Proposals (Situation on 12 October 1990)*, GATT Do. No. MTN.GNG/NG.6/W/45/Rev.5 (October 17, 1990).
- (38) *GATT, GATT Activities 1990*, p.30.
- (39) *Stewart, A Negotiating History*, p.590.
- (40) 本稿「ロメ協定」部分（第二章第四節）、「本誌」一八五号を参照。
- (41) *Statement by ACP Countries, Contracting Parties to the GATT and Signatories to the Lome Convention*, GATT Do. No. MTN.GNG/NG.6/W/61 (November 05, 1990).
- (42) *Communication from the Chairman of the Negotiation Group on market Access to the Chairman of the Trade Negotiations Committee*, GATT Do. No. MTN.GNG/MAM/1 (June 24, 1991).
- (43) ただし、この注目されることは、ナイジェリアがECの伝統的待遇を受益しているACPの一国であるにもかかわらず、積極的に提案をしたことである。としようのは、同国の熱帯飲料、自然ゴムの主要な消費国であるアメリカ、日本等が、この産品に対して保護主義政策をとりつづけたのだ。 See Annex 2: Proposed Duty Reductions for Various Tropical Products Pursuant to the Montreal Midterm Review, Stewart, *A Negotiating History*.
- (44) John Croome, *Reshaping the World Trading System, A History of the Uruguay Round*, Kluwer Law International, 1999, pp.45-51.

- (45) 本稿東京ラウンドの農業交渉（第二章第三節）を参照。
- (46) *Agribusiness*.
- (47) ECの共通農業政策について、K. Dam, "The European Common Market in Agriculture", *LXVII Colombia Law Review*, 1967, pp.209-265を参照。
- (48) その典型的な事例はアメリカ対ECのチキン及びオイル・シースに関する補助金紛争である。
- (49) Blandford, *U.S. Trade policy and the GATT: Implication for Agriculture*, 1989, p.31-33, Stewart, *A Negotiating History*, pp.142-145.
- (50) *Agribusiness*, John Croome, *Reshaping the World trading System A History of the Uruguay Round*, p.6, Chakravathi Raghavan, *Recolonization GATT, the Uruguay Round & the Third World*, pp.70-80.
- (51) *World Trade Talks Near Collapse Over Farm Subsidies* Row, *Fin. Times*, Oct. 19, 1990, p.1, Islam, *Agriculture in GATT Negotiations and Developing Countries*, reprinted in *World Agriculture Trade: Building a Consensus* 170 (1988), p.172, Paarlberg Rebert, "Agriculture Policy Reform and the Uruguay Round", *International Organization*, Summer 97, Vol.51 Issue 3, Watkins Kevin, "Agriculture and Food Security in the GATT Uruguay Round", *Review of African Political Economy*, Mart 91 Issue 50, Emmanuel Opoku Awuku, "How Do the Results of the Uruguay Round Affect the North-South Trade", 28/*J.W.T2*, 1994 (hereinafter Awuku, "How Do the Results"), pp.86-89.
- (52) *EC Sule Deals Blow to Uruguay's Beef Exports*, *Fin. Times*, Oct. 11, 1990, p.4.
- (53) *Argentina Issues Warning on GATT*, *J. Com.*, Oct. 19, 1990, 3A ウルグアイ及びアルゼンチンの農産品輸出における多国籍企業の利益は、今後の検討課題である。
- (54) その典型的な例は、EC対途上国の砂糖補助金紛争等である。
- (55) See Watkins Kevin, "Agriculture and Food Security in the GATT Uruguay Round", *Review of African Political Economy* 50, Mart 1991.
- (56) 例えば、オーストラリアは特定期間内に、農業の輸出補助金の削減に圧力をかけようとした。Minutes, *Counsell of Minister's*

- Meeting*, GATT Do. No. C/M/164 (Nov. 22, 1982), p.5.
- (5) John Croome, *Reshaping the World trading System A History of the Uruguay Round* (hereinafter John Croome, *Reshaping the World trading System*), pp.7-9.
- (58) *Ibid.*
- (59) 一九八二年の閣僚会議宣言については、22 I.L.M. 1983, pp.445-450, *BISD* 29S, pp.11-12, B.L.Das, *The GATT Ministerial Meeting, 1982: An Interpretive Note*, *JWTLJ* 1984, pp.8-9、を参照。
- (60) *BISD*, 32S, p.90.
- (61) John Croome, *Reshaping the World trading System*, p.22.
- (62) *Ibid.*
- (63) ケアンズ・グループの結成、活動及びその意味については、Diana Tussie, "Holding the Balance: The Cairns Group in the Uruguay Round", in Diana Tussie and David Glover eds., *The Developing Countries in World Trade*, Lynner Rienner Publishers, 1993, pp.181-203 を参照。
- (64) Stewart, *A Negotiating History*, p.182.
- (65) T. N. Srinivasan, *Developing Countries and the Multilateral Trading System From the GATT to the Uruguay Round and the Future*, *Chapter 4: The GATT: A Negotiating History Between Tokyo 1979 and Marrakech 1994*, Westview Press, 1998, pp.28-32.
- (66) Dale E. Hathaway and Merlinda D. Ingeco, "Agriculture Liberalization and the Uruguay Round", Will Martin and L. Alan Winters, *The Uruguay Round and Developing Economies*, World Discussion Paper #307, The World Bank, Washington D.C., 1995, p.7, 佐伯尚美「WTO 農業協定と農産物貿易」、貿易と関税、一九九七年八月号、六一頁。
- (67) ウルグアイ・ラウンドの農業交渉におけるアメリカ、EC及び日本の農業状況、政策については、Bradley J. McDonald,

“Agriculture Negotiations in the Uruguay Round”, *13 The World Economy*, 1990.

- (68) Stewart, *A Negotiating History*, p.191.
- (69) 農業貿易に関する途上国間の利害関係について Awuku, “How Do the Results”, pp.89-90 を参照。
- (70) Stewart, *A Negotiating History*, p.191.
- (71) *Ibid.*, pp.186-189.
- (72) *Element for a Proposal by Developing Countries*, GATT Doc.No.MTN.GNG/NG/5/W/68 (July 11, 1988).
- (73) アフリカ諸国の主張について T. Ademola Oeyjide, “The Participation of Developing Countries in the Uruguay Round : An African Perspective”, *13 The World Economy*, 1990, pp.427-444.
- (74) *Cairn Group Proposal to the Uruguay Round Negotiating Group on Agriculture*, GATT Doc.No.MTN.GNG/NG 5/W/21 (October 26, 1987), p.3.
- (75) *Ibid.*, p.11.
- (76) Stewart, *A Negotiating History*, p.191 (*Special and Differential Treatment for Developing Countries, Communication from ASEAN, MTN.GNG/GN 5/W/109* (October 4, 1989), *Special and Differential Treatment for Developing Countries, Statement from Colombia*, MTN.GNG/NG 5/W/110 (October 4, 1989), *Statement by Brazil on Special and Differential Treatment*, MNT.GNG/GN 5/W/108 (October 2, 1989), *Communication from Brazil and Colombia on Special Treatment for Developing Countries*, MNT.GNG/NG 5/W/132 (November 28, 1989), 未入手)
- (77) MacSharry Presents Outline for Controversial Reform to EC Members, *9 Inside U.S. Trade*, Jan. 25, 1991.
- (78) ドンケル案については、並木正吉「ウルグアイ・ラウンドの農業合意・ドンケル案とその修正」『国際経済法』第三号、一九九四年参照。

- (79) 清水貞俊、「WTOの農業協定について」、日本国際経済法学会年報、第五号、一九九六年、一一六頁参照。
- (80) ウルグアイ・ラウンドにおける途上国への特惠待遇については、B. Hoekman & M. Kostecki, *The Political Economy of the World Trading System*, Oxford Univ. Press, 1995, Tamoitsu Takase, "Different Tariff Treatments and the Uruguay Round", 11 *The World Economic* 1988, John Whalley, "Special and Differential Treatment in the Millennium Round", 22 *The World Economy*, 1999, WTO (1998a), "Implementation of WTO Provisions in Favour of Developing Country Members", Note by Secretariat, Geneva, 柳赫秀「WTOと途上国—途上国の「体制内化」の経緯と意義—」、『貿易と関税』二〇〇〇年七月号、一五—二二頁。
- (81) *Ibid.*, UNCTAD (1998a), *The Least Developed Countries report*, UN, Geneva.
- (82) 佐伯尚美「WTO農業協定と農産物貿易」、貿易と関税、一九九七年八月号（以下、佐伯尚美「WTO農業協定と農産物貿易」と略す）、Thomas & Meyer, *The New Rules of Global Trade A Guide to the World Trade Organization*, Carswell, 1997 (hereinafter Thomas & Meyer, *The New Rules*).
- (83) 農業協定六条二項は次のように定める。すなわち、「締約国は、次条及び附属書五に別段の定めがある場合を除くほか、通常の間税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置も維持し、とり又は再びとってはならない」。
- (84) 佐伯尚美「WTO農業協定と農産物貿易」、六一頁。
- (85) 同上。
- (86) 同上、六四頁；Thomas & Meyer, *The New Rules*, pp.75-76.
- (87) *Ibid.*

## 第二節 農業協定の受益国と損害国

### 一 新ラウンドの準備作業

農業協定が発効してから三年にわたり、ケアンズ・グループに参加するASEAN諸国、ラテン・アメリカ諸国の輸出主要国を含む途上国は、新ラウンドに向けた九九年の閣僚会議の準備作業において、先進国による関税エスカレーション、関税割当の不明確、補助金及び他の関税外措置に対して、多大な不満を表した。

その上で、途上国は、先進国がウルグアイ・ラウンドにおいて約束したことより一層実質的永続のS&Dを行うべきであると強調した<sup>(1)</sup>。その主な根拠とは、①S&Dの目的が経済基盤、構造的条件の異なる先進国と途上国との間に公平な競争を図ることである、②農業が途上国の経済発展における重要な役割（食糧安全、農村開発、貧困緩和等）を有する、③これらの目的を達成するには、猶予期間という特別な待遇のみでは不十分なのである。

したがって、途上国は次のようなS&Dを求めている。①輸出補助金・先進国による撤廃、他方途上国に対する柔軟な適用の維持、②国内助成・先進国による暫定的削減対象外措置の撤廃、削減、他方途上国による柔軟な適用の付与、③市場アクセス・先進国による関税ビツク、関税エスカレーションの撤廃、削減、関税割当ての明確化、無条件的GSPの約束、他方途上国による柔軟な譲許約束の承認、④途上国の農業における競争力、発展レベルを考慮に入れること、⑤後発途上国及び純輸入の途上国に対する財政・技術援助の確保であること。

また、注意すべきことには、ベネズエラが経済発展のために、貿易の歪曲措置を含めた政策の適用をS&Dの一部として途上国に与えられるべきであると提案した<sup>(2)</sup>。途上国は、多角的貿易体制に参加し、市場志向の経済を進め

の中で競争力、生産性の促進、輸出振興、市場失敗の是正等、いわば経済発展に必要な政策が適用されるべきとしたのである。

他方、ACPは上記の閣僚会議の準備作業において途上国における特定の「経済小国」(Small Economies)の観点から、ロメ協定CBERA等の伝統的特恵の維持を強調している。このことは、ACPと枠外途上国との関係を考えた上で注目される。

このように、農業における自由貿易主義が普遍化していると言われているが、事実上、先進国、とりわけアメリカ・ECは、途上国の輸出を阻害する保護政策を排除してはいない。他方、途上国は先進国との経済格差を縮小するためのS&D要求を捨てるのではなく、一層求め続けていると言えよう。

次に、WTOにおける「先進国グループ」「途上国グループ」それぞれの内部・双方の矛盾を反映するバナナ・第三事件を見てみよう。

## 二 バナナ・第三事件

WTOの農業協定が発足してまもなく、バナナ・第三事件<sup>(4)</sup>が発生した。前述したように、これに先立って、九三年にラテン・アメリカ諸国が申立てたバナナ・第一事件及び第二事件の両事件では、各小委員会の報告は、EEC及びACPの反対により締約国団によって採択されなかった。そこで、九四年一〇月にEC及びACPは、ガットの締約国団に四七年のガット一条の定めるECの義務を免除するよう要請した。同年一二月に、ECはロメVの実施に関連して二〇〇〇年二月二九日までガットの義務免除を与えられた。<sup>(5)</sup>

また、同年三月に、ECは、ベネズエラを除く申立国とバナナ枠組み協定 (Framework Agreement on Banana、以降BFAと略す) を締結し、関税割当及び輸入許可書の付与を約束した。この割当は、ウルグアイ・ラウンドにおけるECの関税譲許に関する約束表に明記された。<sup>(6)</sup>

これを受けて、バナナに対する輸入規制は、次のように変更された。①伝統的ACPバナナ (伝統的にEECに輸出しているACPの「定量」のバナナ) に八五七七〇〇トンまで無関税とする。②非伝統的ACPバナナ (上記の「定量」を越える分バナナ及びEECに伝統的に輸出していないACPのバナナ) は九〇〇〇〇トンまで無関税とする。③第三国バナナ (上記①②以外のバナナで、その大部分はラテン・アメリカ諸国のバナナ) に二百万トン余りの関税割当 (七五ECU/トン) を与える。③の関税割当のうちで (a) BFAバナナには四九・四%の割当を、(b) 第三国バナナには残りを割当てる。④関税割当を越えて、ECに輸出されるACPバナナ、及び第三国バナナのそれぞれに、六九三、七九三ECU/トンを課税する。<sup>(7)</sup>

これに対して、ドイツ、アメリカ、並びにラテン・アメリカのバナナ生産諸国が次のように反対の行動をとった。ACPと植民地関係をもたなかったドイツは、ECがバナナ輸入規制を定めた九三年までにラテン・アメリカのバナナに数量制限をせず、無関税の輸入を認めていた。そこで、同国は、ヨーロッパ司法裁判所 (European Court of Justice-ECJ) の場で九四年一〇月に、ヨーロッパ連合理事会に対するECのバナナ輸入規制に関する訴訟を起こした。しかしながら、これはECJに退けられた。<sup>(8)</sup>

バナナビジネスにおいて世界で最も勢力のあるアメリカの多国籍大手企業・Chiquita Brands International, Inc 及びハワイバナナ産業連合 (Hawaii Banana Industry Association) は、同年九月に三〇一条の下でアメリカ通商代表部 (United States Trade Representative、以降USTRと略する) に対して、EEC及びBFA諸国のバナナ貿易政策



が次のようにアメリカの商業を差別・不合理な負担を課し又は制限しているとの申立てを提出した。<sup>(11)</sup>①EECのバナナ輸入規制は、ACP及びEECのバナナを伝統的に扱っているEEC企業に有利な割当を付与し、ラテン・アメリカのバナナを主に扱うアメリカ企業を差別するような機能を果たしている。②九四年のBFA協定は、アメリカ企業を不合理・差別的に取り扱っている。九四年一〇月にUSTRは、三〇一条の下で、ECのバナナ輸入規制に関する調査を開始し、ECに対して協議を要請し、他方で、BFA諸国(とりわけコスタリカ及びコロンビア)に対してBFA協定から脱退するように圧力をかけた。<sup>(12)</sup>しかしながら、いずれも解決には至らなかった。<sup>(13)</sup>

ECからバナナの輸出に関する特惠待遇を受けていないラテン・アメリカ途上国(エクアドル、ホンジュラス、グアテマラ、メキシコ)は、九六年二月に、当該バナナ輸入規制についてECに協議を要請した。この協議は不調に終わった。そこで、以上の途上国は同年四月にアメリカとの共同の申立をもって、ECとのWTO紛争を紛争解決機関(Dispute Settlement Body:DSB)に付託し、小委員会の設置を要請した。同年五月にDSBは、標準付託事項をもって小委員会を設置した(バナナ・第三事件)。

エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ及びアメリカは、多くの争点の中で、九四年のガット(以下ガットと略す)についてとりわけ次のように主張した。すなわち、ECの輸入規制は、

(a) 関税適用については、非伝統的ACPに比べて、第三国に差別的関税率を与えるので、ガット一条一項(最惠国待遇原則)に反する。

(b) 関税割当については、ACP及びBFA諸国に比べて、第三国に差別的數量割当を与えるので、ガット一条一項・二項(數量制限の無差別適用)に反する。<sup>(14)</sup>

これに対して、ECは、次のように反論した。

(a) については、伝統的 ACP 及び非伝統的 ACP に対する EC の関税特恵はロメ・ウェーバーによって認められる。<sup>(15)</sup> また、ロメ協定の解釈については、小委員会の権限ではなく、同協定の締約国の作業である。小委員会の権限は、当該特恵がロメ協定によって求められるかの判断にとどまる。<sup>(16)</sup>

(b) については、①対 ACP の割当特恵はロメ・ウェーバーによって認められる。しかも、EC は、ロメ協定が EC の発展協力政策の最も大切な道具であり、それは ACP の経済、文化、及び社会発展の改善及び促進を目指すものであることを強調した。②対 BFA の関税割当は、一三条一項の条件を満たさない場合でさえ、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果として、EC の関税譲許の約束表に明記されているので、ガットの規則に適合している。さらに、農業協定四條二項（関税外措置の一般的禁止）、<sup>(17)</sup> 五條（特別セーフガードに関する規定）<sup>(18)</sup> 及び二一條一項（最終規定）<sup>(19)</sup> は、ガット一三条等の規定に優先するので、BFA 諸国に配分する関税割当が一三条に反するものではない。<sup>(20)</sup>

ACP は、EC の特恵に関する主張 (a) を支持した。すなわち、当該特恵はロメ・ウェーバーによって認められるため、ガットとの不適合の問題は解決されている。しかも、申立国はウェーバーの付与に反対しなかった以上、小委員会は、ロメ・ウェーバーの目的を阻害しないようにそれを解釈しなければならぬ。<sup>(21)</sup>

BFA 諸国は、EC の主張 (b) を支持している。すなわち、EC は一三条の規定にできるだけ適合するように行動した。具体的には、ニカラグア及びベネズエラは対 EC 供給に実質的な利害関係をもたないにもかかわらず、EC はこの二カ国に関税割当を与えている。また、当該関税割当は、農業協定の下で EC の市場アクセスに関する約束の一部となり、附属書 1A の解釈及び農業協定二一條により、この市場アクセスの約束はガットの規定に優先することになる。<sup>(22)</sup>

以上の主張に対して、小委員会は次のように認定した。

- (a) については、ガット一条一項に反するECの差別的な関税待遇はロメ・ウエーバーによって認められる。<sup>(23)</sup>
- (b) については、①ECの輸入規制が、対ECのバナナ供給について実質的な利害関係をもたない加盟国(ニカラグア、ベネズエラ及びいくつかのACP等)には関税割当を与えながら、第三国(グアテマラ等)に与えないこと、及びBFAの下で関税割当を再配分することは一三条一項に反している。<sup>(24)</sup> ②対ACPの関税割当がロメ・ウエーバーによって認められるか否かを判断するために、ロメ・ウエーバーの適用範囲を検討すべきである。<sup>(25)</sup> この判断によって、(i)ロメ・ウエーバーは、ECが伝統的ACPに、九一年までの対EC輸出の最大数量までの関税割当を与えるように求めて、九一年までの対EC輸出の最大数量をこえる関税割当を与えるように求めるものではない。<sup>(26)</sup> (ii)ガット一条と二三条との緊密関係(close relationship)、及びロメ・ウエーバーの真の効果(real effect)に鑑み、ロメ・ウエーバーは一条の義務のみならず、一三条の義務を免除するように解釈されるべきである。<sup>(27)</sup> ③農業協定二一条一項の下では、同協定の規定がガットの規定に優先すると明確に定める。しかしながら、関税譲許の約束は農業協定によるのではなく、ガットによって規定されるものである。また、農業協定五条(特定セーフガードに関する規定)は、特定加盟国に対する関税割当の分配を定めていない。同協定の四条二項(市場アクセスに関する規定)は、特定の関税外措置の禁止を規定するため、ガット一三条に優先するのではなく、ガット一一条二項(c)(数量制限の一般的禁止の例外)に優先するものである、と。したがって、対BFA諸国関税割当がECの関税譲許に関する約束表に明記されたことは、ECが一三条に反する行動をとることを認めるものではない。<sup>(28)</sup> さらに、農業協定又はBFA諸国に対するECの市場アクセスの約束は、いずれもECによるガットの規定違反を認めるものではない。<sup>(29)</sup>

小委員会は、上記の理由をもって、ECのバナナ輸入規制がガット一条一項及び二三条一項の義務に反すると認定した。

こうした小委員会の認定について、ECは上級委員会に対して、(i) 農業協定四条一項及び二一条一項に基づくECの市場アクセス約束は、九四年のガット二三条の義務に優先するの否か(ii) 対EC供給に実質的利害関係をもたない加盟国に対する関税割当の分配は、九四年のガット二三条一項に適合しているか、という二点について申立を提出した。<sup>(80)</sup>

しかしながら、これらについて審査した結果、上級委員会は上記の小委員会の認定の方を支持した。<sup>(81)</sup>

以上の報告は採択された。九七年一月に、DSU二一条三項勧告及び裁定の実施、監視(c)に基づいて、各申立国は、ECに対してDSBの勧告・裁定を実施するために妥当な期間を、仲裁手続を通じて決定するよう求めた。仲裁人は、その妥当な期間を九七年一月から九九年一月までと定めた。しかしながら、ECは期限内にDSBの勧告・裁定を実施することができなかった。そこで、九九年四月九日に、アメリカは、ECへの対抗措置の実施許可をDSBに求め、同月一九日に認められた。同じようにDSBは、エクアドルに対して九九年一月八日の対抗措置の実施許可を二〇〇〇年五月一八日に付与した。<sup>(82)</sup>

このように、ACPに対するECの伝統的特恵待遇はガットの例外、ロメ・ウエーバーの形で存在してきたが、DSBの裁定によって、今後変更を余儀なくされる。同じように、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉の結果、BFA諸国に対するECの市場参入の約束はWTOの規則に適合しない限り、是正せざるを得なくなる。それまでバナナ輸出によって経済を支えてきたACPの小規模生産のバナナは猶予期間を与えられずにいきなりラテン・アメリカ諸国、言い換えればアメリカの多国籍企業による大量生産のバナナと競争せざるをえなくなり、当然後者の方が

資本、生産力等の面で一層優れていたのである。<sup>84)</sup>

注

- (1) *Communication from Indonesia, Malaysia, Philippines and Thailand*, WT/GC/W/331 (September 23, 1999), *Communication from Cuba, Dominican Republic, Egypt, El Salvador, Honduras, India, Indonesia, Malaysia, Nigeria, Pakistan, Sri Lanka and Uganda*, WT/GC/W/354, 354 (October 11, 1999), *Communication from Kenya*, W/GC/W/233 (July 5, 1999), *Communication from Romania*, W/GC/W/318 (September 15, 1999), *Communication from the Philippines*, WT/GC/W/393 (November 25, 1999), *Communication from Pakistan*, WT/GC/W/131 (December 22, 1998), *Communication from Cuba, Dominican Republic, El Salvador, Honduras and Nicaragua*, WT/GC/W/120 (December 4, 1998), *Communication from the Dominican Republic and Honduras*, WT/GC/W/119 (November 30, 1998), *Communication from Argentina*, WT/GC/W/118 (November 30, 1998), *Communication from India*, WT/GC/W/114 (November 18, 1998), *Communication from India*, WT/GC/W/108 (November 13, 1998), *Communication from Egypt*, WT/GC/W/135 (January 26, 1999), *Communication from Cuba, Dominican Republic, Egypt, El Salvador, Honduras, Sri Lanka, Uganda and Zimbabwe*, WT/GC/W/374 (October 15, 1999), *Communication from MERCOSUL (Argentina, Brazil, Paraguay and Uruguay)*, WT/GC/W/335 (September 23, 1999).
- (2) *Communication from Venezuela*, W/GC/W/279 (July 29, 1999).
- (3) *Proposal for Addressing Concerns on Marginalization of Certain Small Economies, Communication from Barbados, Dominica, Fiji, Grenada, Jamaica, Lesotho, Mauritius, Papua New Guinea, Solomon Islands, Saint Lucia and Trinidad and Tobago*, WT/GC/W/361.
- (4) WT/DS 27/R.
- (5) このウェーバーの決定によれば、「ウェーバーの目的は、ロメ協定以上の関連規定によって求めるようにECがACP産の産品に特惠待遇を付与することを許可するために、一般協定一条一項の規定は必要な範囲において、二〇〇〇年二月二十九日まで

免される。」*WTDS 27/R*, para.3.33-3.35.

(6) Costa Rica-Colombia-Dominican Republic- European Community- Nicaragua- Venezuela : Framework Agreement on Banana Import, (March 29, 1994), *34 I.L.M.*, 1995, p.1.

(7) *WTDS 27/R*, para.3.7.

(8) Case C-280/93, Federal Republic of Germany v. Council of the European Union, *34 I.L.M.*, 1995, p.165.

(9) バナナの貿易における主要な多国籍企業は United Brands (Chiquita) / Standard Fruit (Dole) 及び Del Monte であり、それぞれ世界市場のシェアを三五%、二〇%、一五%占めてゐる。この三つのアメリカの多国籍企業がEU市場で活発的にバナナの経営をし、その六六%のシェアを占めてゐる。その中で Chiquita は四三%、Dole 四一三三%、Del Monte 四一〇%のシェアを分かち合つた。Nurse, K. and W. Sandiford, *Windward Island Banana : Challenges and Options under the Single European Market*. Kingston, Jamaica : Friedrich Ebert Stiftung, 1995 (hereinafter Nurse, K. and W. Sandiford, *Windward Island Banana*), p.85. Chiquita の申立ては上記の多国籍企業との利害対立により生じたということも指摘された。荒木一郎、「パネル・上級委員会報告書の実施をめぐる問題点」[「E.C.・バナナ」事件(上)、「下」]、「時の法令」一六〇二一・一六〇八号。

(10) Trade Act of 1974, Sections 301-09, as amended, 19 U.S.C. Section 2411 (1988).

(11) 59 Fed.Reg.53495 (1994), in Bessko Zsolt K, "Going Banana over EEC preferences? : A look at the banana trade war and the WTO's understanding", *28 Case Western Reserve Journal of International Law* 2, Spring 96 (hereinafter Bessko Zsolt K, *Going Banana over EEC preferences*), p.265, footnote 123; Lung, Richard, *19 Harvard International Review* 1, Winter 96/97 (hereinafter Lung), p.51.

(12) *WTDS 27/R*, para.1.2. 二二日四月九五年に、Chiquita は BFA を締結したコスタリカに対する対抗措置として、コスタリカの主要生産者である Corbana との全ての取引を停止することを宣言した。その結果、Corbana は週七万五千箱のバナナに対する新しい取引先の開拓を迫られている。コスタリカは既に一億二千九百万米ドルの輸出入、九千の勤め口を損失し、一万二千

ヘクタールの生産地を放棄せざるをえない。コロンビアの Urama 及び Santa Marta と同じ二つのバナナ生産地もこの制限により  
 阻害され、その四千五百の作業者が失業した。’ Lung, p.51.

- (13) WT/DS 27/R, para.12.
- (14) WT/DS 27/R, para.4.1
- (15) WT/DS 27/R, para.4.16-4.18.
- (16) *Ibid.*, para.4.15.
- (17) 農業協定四条二項は次のように定める。すなわち、「締約国は、次条及び附属書五に別段の定めがある場合を除くほか、通常  
 の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置（注）も維持し、とり又は再びとってはならな  
 5。」。
- (18) 農業協定五条一項は次のように定める。すなわち、「一九九四年のガット第二条一（b）の規定にかかわらず、締約国は、  
 次のいずれかに当該する場合には、農産品の輸入について、四又は五のいずれかの規定に基づく措置をとることができる」。
- (19) 農業協定二二条一項は次のように定める。すなわち、「一九九四年のガット及び世界貿易機関協定附属書1Aに含まれてい  
 る他の多角的貿易協定の規定は、この協定の規定に従うことを条件として適用する」。
- (20) WT/DS 27/R, para.4.19-4.23.
- (21) *Ibid.*, para.4.739.
- (22) *Ibid.*, para.4.779-4.782.
- (23) *Ibid.*, para.7.110.
- (24) *Ibid.*, para.7.103.
- (25) *Ibid.*, para.7.118.

- (26) *Ibid.*, para.7.112.
- (27) *Ibid.*, para.5.89-5.101.
- (28) *Ibid.*, para.7.127.
- (29) *Ibid.*, para.7.123-7.126.
- (30) WTDS 27/AR, para.129
- (31) *Ibid.*, para.157-163.
- (32) *Overview of the states-of-play of WTO Disputes*, <http://www.wto.org>.
- (33) Walls, Patrick, "Losing Lome : The Potential Impact of the Commission Guidelines on the ACP Non-Least Developed Countries", *Review of African Political Economy*, Mar 98, Vol.25 Issue 75, Nurse, K. and W. Sandiford, *Windward Island Banana*, hereinafter Bessko Zsolt K. Going Banana over EBC preferences.
- (34) Sutton Paul, "The Banana Regime of the European Union, the Caribbean, and Latin America", *Journal of Interamerican Studies & World Affairs*, Summer 97, Vol.39 Issue 2, Nurse, K. and W. Sandiford, *Windward Island Banana*.

## 結論

ガットは、自由貿易主義により締約国の「生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保……」する等の目的で四七年に誕生した。しかしながら、これはあくまでも先進国の発想による所産であることは否定できない。ガットは自由貿易主義を具現するとされるものの、支配者である先進国の政治・



経済政策を反映せざるを得なかったのである。これは、ガットがその発効から運営の過程において、本規定より多い例外を設けているのは、ここに由来すると言えよう。この例外の中に、まさにガットの理念に反する次のようなものが存在するのである。

一つは、EC諸国と元の植民地諸国との間の伝統的特恵待遇の存在である。これは、アメリカ・EC諸国間の妥協の産物であることは言うまでもない。この特恵待遇制度は、一条に定める最恵国待遇原則の例外の形でガットの中に位置づけられている。

二つ目は、農業貿易に対する取扱いである。自由貿易の根本的な柱とも言える数量制限の一般的禁止を定める一条には、農産品に対する例外が付け加えられている。一六条には、工業品に対する補助金の付与は禁止されるものの、農産品に対する補助金には緩やかな条件を設けているにすぎない。さらに、二五条の義務免除の下では、アメリカやECが五〇年代から農業保護政策をガットに導入していった。先進国による農業保護政策は、ガットの規定を通じて正当化されるにとどまらず、規定に適合しない関税及び関税外措置の採用にまで至った。その例としては、内国税、関税エスカレーション、検疫検査、可変課徴金、輸出自主規制等である。このように、ガットが発効した四七年からウルグアイ・ラウンドが終了した九四年までの三七年間にわたり、先進国は様々な形で自ら提唱する自由貿易主義の理念を骨抜きにして、農業貿易を特別扱いしてきた。

このような形でこうした先進国の利益を優先する不公正的な政策を容認していたので、「ガットは金持ちたちのクラブである」という途上国からの批判が出されたと言えよう。しかも、農業貿易におけるこれらの内在制約は次のように、「先進国グループ」と「途上国グループ」との間の利害対立、及び各グループの内部の矛盾を作り出していると同時に、個別の先進国と途上国との利害関係を反映していると言えるだろう。

第一に、最惠国待遇原則の例外として位置づけられている伝統的特恵（ロメ協定はその産物である）は、先進国が特定の途上国に限りて付与するものであるため、途上国間を差別的に取扱うものとなり、特惠受益国（特にACP）とその枠外途上国（特にラテン・アメリカ諸国）との間に利害の矛盾・対立を必然的に生じさせることとなった。

第二に、EC、アメリカなどの主要先進国が採用していた農業貿易を歪曲する措置とりわけ輸出補助金措置は、世界市場における農産品の価格を暴落させ、途上国（主に枠外途上国）の農業輸出を妨げることとなった。さらに、この措置は途上国の農業を阻害し、食糧輸入に依存させる状況までもたらすこともある。

これに対して枠外途上国は、実施計画・改善提案、ラウンドの交渉、及び紛争申立など、様々な方法によって締約国団が彼らの深刻な問題に目を向けるよう努力してきた。しかしながら、これらの行動は、期待されたほどの結果を得られないままに終わった。注目すべきことは、上述の伝統的特恵関係の存在がこれらの行動を失敗に終わらせた一つの原因でもあったことである。

そこで、ラテン・アメリカ諸国をリーダーとする枠外途上国は、途上国間を差別する伝統的特恵制度に挑戦し、国連の場ですべての途上国に対する無差別・非相互的特恵制度の提案を持ち出した。こうした途上国間の矛盾・対立の裏側には、アメリカ対EC、いわゆる先進国間の対立がみられる。すなわち、EC・ACPの伝統的特恵制度が互恵性を有するため、ACPはECから受益している伝統的特恵の見返りとして、ECの産品に対して逆特惠を与えること。これによって、第三国であるアメリカの産品がACPの市場に参入するとき、ECの産品と差別されることになる。そこで、この伝統的特恵の関税ブロックを打ち破ろうとしたアメリカの政策は、GSPの実現につながるものとなった。しかしながら、GSPはあくまでもガット一条の例外として処理され、先進国の善意的行使に

頼る限定的なものである。また、東京ラウンドにおいてブラジルを代表とする枠外途上国は、S & Dを正式の原則としてガットに組み込むことを強調した。だが、ラウンドで採択された授権条項では、これが依然として認められなかった。さらに、卒業条項が授権条項の中に取り入れられたことは、途上国がガットにおけるその位置づけの暫定性を認める一方、先進国がGSPの受益国を選択できることを意味するのである。これは、アメリカがカリブ諸国に適用するCBERAに反映されていると言えよう。その暫定・選択可能な性格のため、GSPは伝統的特恵における互恵性（逆特恵）を排除したが伝統的特恵制度を撤廃することができず、ガットの中で並行して生きてきたのである。

ガットにおけるGSP、S & Dの登場は「開発の国際法における規範の二種性」<sup>(3)</sup>の代表的な事例であり、先進国の自由主義理念に対抗する理念的基盤を提供してきたとされた。また、途上国の位置づけは、自由貿易主義の理念をもつ先進国に対抗するブロックの結成であるとされてきた。<sup>(4)</sup>このような理解は「先進国グループ」と「途上国グループ」との利害対立を靜的に捉え、それを基盤とするものである。ところが、これまでの考察から次のようなことが明らかになった。第一に、先進国の自由主義の理念がイデオロギー的なものであり、その裏にはガットの内在的制約を具現している「先進国グループ」の政治（伝統的特恵待遇制度・経済政策（とりわけ農業保護政策）及びその内部の矛盾が潜んでいる。第二に、「途上国グループ」は一つのブロックとして見えているものの、その内部には特恵待遇を巡る利害対立が存在している。そのため、GSP、S & Dの登場は「先進国グループ」「途上国グループ」双方の理念対立によるばかりでなく、各「グループ」の内部の矛盾も反映しているように見える。これは、ウルグアイ・ラウンドの農業及び熱帯産品の交渉にも表れている。

先進国の農業貿易に対する保護政策とりわけ輸出補助金措置は、国内の財政負担のみならず、先進国間の貿易摩

擦まで生み出した。その結果、八〇年代に入ってアメリカは、E CのC A Pを打ち破ろうとして農業に対する政策を変更し、世界の農業貿易をガットの自由貿易主義の途に復帰させることを提唱した。

このように、先進国の農業政策が動揺する中で、「途上国グループ」内部における輸出主要国・輸入主要国の利害対立、分裂が一層明らかになっていった。農産品の純輸入・競争力の弱い国いわゆるG S P及び伝統特惠待遇を受けている途上国は、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉において先進国による保護措置の排除を主張しながら、ガットの下で獲得したS & D、伝統的特恵の要求を固執し続けているのである。これに対して、途上国でありながら農業の輸出主要国であるという二重的性格を有するラテン・アメリカ諸国及びA S E A N諸国といった、いわば枠外途上諸国が存在する。輸出主要国の観点では、ウルグアイ・ラウンドの交渉の最大目標を先進国とりわけE Cの輸出補助金の撤廃、市場アクセスの拡大におきたいたのであった。しかしながら、S & D要求・拡大を軸にするという従来交渉が事実上先進国による関税減少という限定的結果しか得られないため、上記の最大目標には到底及ばない。そこで、彼らは農業貿易の自由化を強調する輸出主要国のケアンズ・グループに参加する一方、途上国からのS & D要求を個別提案を通じて行ったのである。このように、「途上国グループ」内部におけるS & D要求の立場は異なってきたが、これはウルグアイ・ラウンドの交渉において「途上国グループ」が一体となつて、S & D要求・拡大を捨てることを意味するものではないだろう。<sup>(5)</sup>

上記のアメリカの農業貿易政策の対象はあくまでもE Cの農産品（とりわけアメリカの砂糖、脂肪種子、食肉及び小麦などの主要輸出品）に対する補助政策の撤廃ということである。途上国の主要輸出品である熱帯産品の貿易は、自由化が進んでいないのである。先進国の国内産業の保護、E CとA C Pとの伝統的特恵の維持がその主たる原因である。そしてこの交渉には、枠外途上国と伝統的特恵の受益国であるA C Pとの利害対立が再現されて

いた。

バナナ事件は、こうした利害対立が表面化したものと言える。この事件では、EC特惠を受益するACPとそれ以外のラテン・アメリカ諸国との対立のみならず、ECとアメリカとの利害対立も、顕著に露呈された。ガットの下の解決できなかったこの紛争は、WTO紛争解決機関によって処理された。しかしながら、ECがこの勧告・裁定を期限内に実施していないため、アメリカは対抗措置をとるまでに至った。今後ACPのバナナは、ラテン・アメリカ諸国、言い換えればアメリカの多国籍企業による大量生産のバナナと競争せざるを得なくなる。しかもこの競争では、後者が資金及び生産力等の面で優位に立っていると見える。

このように、「先進国グループ」「途上国グループ」それぞれの内部及び双方が対立し、しかも交渉課程におけるリーダーシップが少数国とりわけアメリカECによって握られている中で、農業協定は登場した。そのため、この協定はあくまでもアメリカ・ECの利害対立の中での妥協の産物であり、これらの国の利益を優先する。農業協定の下では、農産品に対する市場アクセス、輸出補助金、国内助成に関する明確な規定を定めているのに対して、熱帯産品についてはそのアクセスの機会及び条件の一層の改善を行うという一般的な義務づけにとどめる。

また、ガットの例外として位置づけられていたS&Dは、「途上国」と「後発途上国」のそれぞれに異なる特惠待遇に関する規定に変更され、WTOの不可分の一部という法的性格を有するものとなったが、その内容は基本的に協定の一般規則を実施するための猶予期間の付与及び技術援助である。これは、次のようなことを意味するとされた。<sup>(7)</sup>すなわち、途上国は、先進国と途上国との発展格差の縮小を目的とし、先進国の自由主義理念に対抗する理念基盤を提供するS&D要求を捨て、自発的に自由主義理念を受け入れることによって欧米諸国の自由主義理念が普遍化した、と。ところが、農業分野の交渉過程、農業協定及びその実施をこれまで考察してきたように、①途上

国が上記のS&Dを求め続けている、②欧米諸国の自由主義理念はイデオロギー的なものであり、その裏には欧米諸国の利益の優先性が潜んでいる、ことは明らかである。

以上見てきた各グループそれぞれの相互・内部の利害対立、個別の先進国と途上国間の伝統的特恵関係が動揺する中で、ガットからWTOに至る途上国の位置は次のように変化してきた。すなわち、ガットにおいては、ACP諸国等の植民地諸国に対する伝統的特恵待遇から、「先進国グループ」から区別される「途上国グループ」へのS&Dに変化していた。そしてWTOに入って、ガットの例外としてACP諸国だけに適用されてきた伝統的特恵制度は、消滅せざるを得なくなるであろう。これに対してガットの例外であったS&Dは、柔軟な対応という意味でWTOの不可欠の一部として定立され、「途上国グループ」に対する唯一の特恵待遇制度となった。特恵を巡る途上国間の矛盾は伝統的特恵の消滅によって処理されるように見える。今後、経済発展の促進を図るS&Dは、「先進国グループ」に対する交渉力として「途上国グループ」によって求め続けられるであろう。他方、自由貿易主義の理念を具現しているとされるWTOの規則そのものが「共通利益」ではなく、交渉力を握る少数加盟国の利益のみを反映している現状もある。さらに個別の先進国、途上国の関心分野、利害関係が多様化していく中で、「先進国グループ」「途上国グループ」それぞれの内部、双方の利害対立は、分野別における輸出国対輸入国の利害対立という形に変化していくように思われる。

## 注

- (1) WTO協定前文。  
 (2) 本稿「UNCTAD―特惠制度への対応―」部分（第二章第二節）、『本誌』第一八五号を参照。

- (3) 開発の国際法における規範の二種性については、とりあえず西海真樹、「開発の国際法における『規範の多種性』論」世界法年報第一二号、一九九二年、西海真樹、「南北問題と国際立法」、『国際法外交雑誌』九五巻六号。
- (4) ヒュデックは、一九八七年の「ガットと途上国」の中で、ガットにおける途上国の位置が主として先進国に対する特別な位置を求める歴史であると指摘した。Hudec, *Developing Countries*, p.2. 同じように、柳赫秀教授は一九九八年の「WTOと途上国―途上国の「体制内化」の経緯と意義・中―」という論文の中で、ガットにおける途上国の位置について次のように述べる。すなわち、「以前のラウンドにおける途上国の基本路線は、「開発原則」の承認に基づいて、相互主義と無差別原則を両柱とする互恵システムとしてのガットの基本構造を修正し、先進国側の協力を法的義務のレベルに高めることであった。そのために、途上国は一つのブロックとして結束して、S & Dとその拡大を要求してきた」、柳赫秀、「WTOと途上国―途上国の「体制内化」の経緯と意義・上―」『貿易と関税』一九九八年七月号、一八頁。
- (5) 柳赫秀教授は「WTOと途上国―途上国の「体制内化」の経緯と意義・下―I―」の中で、S & Dに対する途上国の立場について次のように評価する。「途上国はウルグアイ・ラウンドで、従来のS & D要求・拡大路線を捨て、レジームの「体制性」を強化する方針をとる」、「途上国が自発的にWTO「体制内化」の道を選ぶ」ことを意味するのであるとした。柳赫秀、「WTOと途上国―途上国の「体制内化」の経緯と意義・下―I―」『貿易と関税』二〇〇〇年七月号、二一・一〇頁。
- (6) ECとアメリカの多国籍企業の利害対立は、今後一層分析する必要があるであろう。
- (7) 柳赫秀、「WTOと途上国―途上国の「体制内化」の経緯と意義・中―」、『貿易と関税』、一九九八年一〇月号、一七・二二頁、「WTOと途上国―途上国の「体制内化」の経緯と意義・下―I―」『貿易と関税』二〇〇〇年七月号、二・四頁。
- (8) Maud Humphrey, "Seattle and After: Reflections on the European Union/African, Caribbean and Pacific Negotiations", *Round Table*, April 2000, Issue 354.
- (9) バナナ事件で見たように国家利益の背後には、多国籍企業の利益があることに注目すべきである。これは、別稿の課題であ

論、説

る。